

社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置を定めるための考え方を含む。)並びに当該考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集の方法都道府県は、前項各号に掲げる事項を定めた場合において、必要があると認めるときは、環境影響評価法施行令(平成九年政令第三百四十六号)別表第一の第二欄及び第三欄に掲げる要件に該当しない地域脱炭素化促進事業において整備する地域脱炭素化促進施設について、その規模又は設置の形態若しくは場所その他の事項を勘査して検討し、その結果、地域の自然的社會的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の確保の観点から前項各号に掲げる事項のうち一部のものについて考慮を要しないと認められるものをを定めることができる。この場合において、当該都道府県は、当該地域脱炭素化促進施設に係る都道府県基準として、前項各号に掲げる事項のうち必要なもの(以下「特例事項」という。)を定めることができる。前項の地域脱炭素化促進施設及び特例事項は、第五条の六に定めるところに準じて検討し、その結果に基づいて定めるものとする。

4	都道府県は、第二項各号に掲げる事項を定めた場合において、必要があると認めるときは、環境影響評価法施行令別表第一の第二欄及び第三欄に掲げる要件に該当しない地域脱炭素化促進事業において整備する地域脱炭素化促進施設について、その規模又は設置の形態若しくは場所その他の事項を勘査して検討し、その結果に基づいて定めるものとする。	二 地域脱炭素化促進施設であつて風力を電気に変換するもの 次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に定める事項	(1) 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	ハ 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項 次に掲げる事項
5	都道府県は、第二項各号に掲げる事項を定めた場合において、必要があると認めるときは、環境影響評価法施行令別表第一の第二欄及び第三欄に掲げる要件に該当しない地域脱炭素化促進事業において整備する地域脱炭素化促進施設について、その規模又は設置の形態若しくは場所その他の事項を勘査して検討し、その結果に基づいて定めるものとする。	二 地域脱炭素化促進施設であつて風力を電気に変換するもの 次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に定める事項	(1) 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	ハ 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項 次に掲げる事項
6	前項の地域脱炭素化促進施設は、第五条の六に定めるところを参考して検討し、その結果に基づいて定めるものとする。	二 地域脱炭素化促進施設であつて地熱を電気に変換するもの 次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に定める事項	(1) 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	ハ 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項 次に掲げる事項
	(環境配慮事項)	二 地域脱炭素化促進施設であつて硫化水素による影響	(1) 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	ハ 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項 次に掲げる事項
	(環境配慮事項)	二 地域脱炭素化促進施設であつて温泉への影響	(1) 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	ハ 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項 次に掲げる事項

三	地域脱炭素化促進施設であつて水力を電気に変換するもの 次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に定める事項	(1) 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	(1) 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響
4	地域脱炭素化促進施設であつてバイオマスを電気に変換するもの 次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に定める事項	(1) 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	(1) 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響
5	地域脱炭素化促進施設であつて大気質への影響	(1) 植物の重要な種及び重要な群落への影響	(1) 植物の重要な種及び重要な群落への影響
6	地域脱炭素化促進施設であつて地熱を電気に変換するもの 次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に定める事項	(1) 植物の重要な種及び重要な群落への影響	(1) 植物の重要な種及び重要な群落への影響
	(環境配慮事項)	(1) 植物の重要な種及び重要な群落への影響	(1) 植物の重要な種及び重要な群落への影響

2	六 地域脱炭素化促進施設であつて再生可能エネルギー熱供給施設であるもの 地域の自然的社会的条件又は地域脱炭素化促進施設の規模その他の事項に応じて環境の保全への適正な配慮が確保されるよう考慮が必要と判断する事項	(1) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項 次に掲げる事項	(1) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項 次に掲げる事項
3	六 地域脱炭素化促進施設であつて再生可能エネルギー熱供給施設であるもの 地域の自然的社会的条件又は地域脱炭素化促進施設の規模その他の事項に応じて環境の保全への適正な配慮が確保されるよう考慮が必要と判断する事項	(1) 植物の重要な種及び重要な群落への影響	(1) 植物の重要な種及び重要な群落への影響
4	六 地域脱炭素化促進施設であつて再生可能エネルギー熱供給施設であるもの 地域の自然的社会的条件又は地域脱炭素化促進施設の規模その他の事項に応じて環境の保全への適正な配慮が確保されるよう考慮が必要と判断する事項	(1) 風車の影による影響	(1) 風車の影による影響
5	六 地域脱炭素化促進施設であつて再生可能エネルギー熱供給施設であるもの 地域の自然的社会的条件又は地域脱炭素化促進施設の規模その他の事項に応じて環境の保全への適正な配慮が確保されるよう考慮が必要と判断する事項	(1) 土地の安定性への影響	(1) 土地の安定性への影響
6	六 地域脱炭素化促進施設であつて再生可能エネルギー熱供給施設であるもの 地域の自然的社会的条件又は地域脱炭素化促進施設の規模その他の事項に応じて環境の保全への適正な配慮が確保されるよう考慮が必要と判断する事項	(1) 植物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項 次に掲げる事項	(1) 植物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項 次に掲げる事項

長」とあるのは「環境大臣」と読み替えるものとする。

附則 この府令は、法の施行の日（平成十一年四月八日）から施行する。

附則（平成一二年八月一四日総理府令第九四号）抄

1 この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一七年二月一六日環境省令第一号）

この省令は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書が日本国について効力を生ずる日（平成十七年二月十六日）から施行する。

附則（平成一七年三月四日環境省令第三号）

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附則（平成二〇年六月一三日環境省令第六号）

この省令は、平成二十一年六月十二日から施行する。

附則（平成二七年三月二七日環境省令第一〇号）

（施行期日）
1 この省令は、地方自治法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（経過措置）
2 地方自治法の一部を改正する法律附則第二条に規定する施行時特例市に対するこの省令による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則第二条第一項の規定の適用については、同項中「及び同法」とあるのは「同法」と、「中核市」とあるのは「中核市及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

附則（平成二八年五月二七日環境省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和四年四月一日環境省令第一四号）

この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附則（令和四年六月二十四日環境省令第二一号）

この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第六十号）の施行の日（令和四年七月一日）から施行する。

附則（令和六年一月二〇日環境省令第六号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和六年四月一日環境省令第一七号）抄

（施行期日）この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前又は廃止前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。